

# 多様な担い手育成支援事業

## 事業パートナー公募要項

### 1 公募要項の位置付け

この公募要項は、東京都と連携して多様な担い手育成支援事業（以下、「本事業」という。）を進める大学等研究機関（以下、「事業パートナー」という。）を公募するにあたり、事業パートナーの公募に応じる者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を示すものです。

### 2 多様な担い手育成支援事業の概要

都は、東京農業の持続的発展の実現に向け、副業的農業希望者・援農ボランティア希望者等の多様な担い手を確保・育成する施設を整備し、プラットフォームの構築を進めます。

#### ○ 拠点施設の整備

研修農場等を備えた事業実施にあたって拠点となる施設を整備します。

所在地：西東京市緑町一丁目2591番5

※ 別紙1「拠点施設の概要」をご参照ください。

#### ○ プラットフォームの構築

事業目的の達成に向け、様々な関係者が東京農業とつながるために以下の3つの機能を備えたプラットフォームを構築します。

① 人材育成機能      ② コミュニティ機能      ③ 情報発信機能

※ 別紙2「多様な担い手育成支援事業の概要」をご参照ください。

### 3 事業パートナーの役割

都及び事業パートナーは、本事業について相互連携のもと、本事業の目的を達成するために必要な事項について取り組みます。

事業パートナーは、本事業において、以下の役割を担うものとします。

- (1) 東京都、西東京市等と連携した事業全体の推進支援
- (2) 事業の実施・研究に関すること
- (3) その他本事業の目的達成のために、必要と認められること

東京都と事業パートナーは協定を締結し、協働で本事業に取り組みます。

また、事業パートナーは、本事業推進のために必要な事項を検討する委員会（運営委員会（仮称））に委員長として参画していただくことを前提とします。

なお、拠点施設の運営に関する実務は、事業パートナーとは別の事業者が実施する予定です。

#### 4 応募要件

事業パートナーに応募する者は、以下の要件を全て満たす者とします。

- (1) 法人格を有する大学等研究機関であること。
- (2) 本事業に資する専門知識を持つ研究者等が在席すること。
- (3) 本事業に資する研究実績または活動実績があること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 東京都指名停止措置要綱（平成25年告示第174号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (7) 東京都暴力団排除条例（平成23年条例第2号）に規定する排除措置対象法人等に該当しない者であること。
- (8) 納税義務者にあつては、国税又は地方税について滞納していない者であること。

#### 5 応募時に提出する書類

##### (1) 提出書類及び部数

提出書類は、次のとおりとします。

	提出書類	様式	提出部数等
①	事業パートナー 応募申込書	様式1	1部
②	事業者概要	様式2	1部及び電子データ
③	連携事業提案書	様式3	1部及び電子データ
④	誓約書	様式4	1部及び電子データ
⑤	法人登記簿謄本	原本	1部 ※提出日前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書

※②、③、④データ形式はPDF、下記受付期間中に「10 問い合わせ窓口」の宛先までメールで送付すること。

##### (2) 受付期間

令和6年1月22日（月）まで（必着）

##### (3) 提出先及び提出方法

提出書類は、下記「10 問い合わせ先窓口」の連絡先まで、郵送すること。  
なお、持参、FAXでは受け付けません。

※ 簡易書留、レターパック等配達記録が残る方法で送付すること。

(4) 提出書類の変更等

提出した書類について、受付期間内に限り、担当者の了解を得た上で変更及び追加を行うことができます。

(5) 応募書類の取扱い

応募書類は、提案を取り下げた場合も含め、理由の如何を問わず返却いたしません。また、応募書類は、東京都情報公開条例の規定に基づき、非公開情報に該当する部分を除き、公開される場合があります。

6 事業パートナー決定までの流れ

(1) 審査方法

ア 応募要件の確認

提出された書類について上記「4 応募要件」を確認し、要件を満たした者をプレゼンテーション審査の対象者とします。

※ 後日、事業パートナーに決定したものが応募要件を満たしていないことが発覚した場合は、決定を取り消すことがあります。

イ プレゼンテーション審査

審査会を開催し、プレゼンテーションにより審査を行います。

(2) 審査結果

審査結果は、申請者全員に対して速やかに書面又はメールで通知します。

(3) 事業パートナーの決定

プレゼンテーション審査で第1位となった者を事業パートナー協定締結候補者とします。当該候補者の辞退等の理由により協定が締結できない場合は、次順位者を協定締結候補者とします。

(4) その他

審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けないものとします。

7 プレゼンテーション審査について

(1) 日程及び会場

日程：令和6年1月下旬（予定）

会場：東京都庁第一本庁舎 農林水産部会議室（予定）

※時間、集合場所等の詳細は、対象者に個別に連絡いたします。

(2) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーション審査では、以下の内容を含む発表をするとともに、配布資料を用意してください。

ア 研究機関の概要

イ 実施体制

ウ 研究実績・活動実績

エ 連携事業の提案

- オ その他（アピールポイントや有効な業務と思われること）
- ※ 審査時間は、発表時間 20 分、質疑応答 20 分、合計 40 分を想定します。
  - ※ 原則として実際に業務に携わる担当者が発表してください。
  - ※ 「6 提出書類」で提出した内容をさらに改善するなどの変更は可能ですが、「4 応募要件」を欠くことになる内容の変更は認められません。
  - ※ 別紙 1「拠点施設の概要」及び別紙 2「多様な担い手育成支援事業の概要」を参照して、事業目的に資する発表を行ってください。
  - ※ 大型テレビモニターの使用が可能です。パワーポイント等を利用して資料を映写する場合は、HDMI ケーブルに接続が可能なノートパソコンを持参してください。

### (3) 配布資料に関する留意事項

- ア 様式規格は A4 規格・縦（A3 規格の折込可）とし、40 ページ以内（表紙を除く）を明瞭簡潔に記載すること。
- イ 表紙に「多様な担い手育成支援事業パートナー審査資料」と標記すること。
- ウ 文字サイズは、12 ポイント以上とすること。
- エ 図、絵、写真等の使用は可とする。
- オ 配布資料は、当日 10 部持参すること。

### (4) 権利関係の取扱い

- ア 著作権  
申請者から提出された配布資料の著作権は、申請者に帰属する。  
ただし、事業パートナーに選定された申請者の応募書類については、都が必要と認める場合に、その一部又は全部を無償で使用できるものとする。
- イ 特許権等  
申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、申請者が負うものとする。

### (5) 選定基準

- プレゼンテーション審査の審査基準は、以下のとおりです。
- ・本事業趣旨の理解度
  - ・実施体制
  - ・研究実績、活動実績
  - ・連携事業の提案内容

## 8 その他留意事項

- (1) 申請者は1つの申請しか行うことができません。
- (2) 応募申請書（様式1）の提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、辞退届（様式5）を事前に電話連絡の上、郵送すること。なお、辞退は自由であり、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いを受けません。
- (3) 応募書類の作成に要した経費は、全て申請者の負担とします。
- (4) 本件に関する資料を、本件提案以外の目的で使用することを禁止します。
- (5) 応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。また、虚偽記載が事業パートナーの決定後に明らかとなった場合、都はその決定を取り消すことがあります。
- (6) 選定者が正当な理由なくして協定等の締結に応じない場合、都は、事業パートナーの決定後においても、決定を取り消すことができます。
- (7) 事業パートナーが、協定の締結までに、事業の履行が確実でないと認めるとき又は著しく社会的信用を損なう等により事業パートナーとして相応しくないと認められるときは、都はその決定を取り消し、協定等を締結しないことがあります。
- (8) 連携事業提案書（様式3）に記載された内容は、連携事業の実施や予算確保を保証するものではありません。
- (9) 申請者は、この公募要項を熟読し、遵守してください。また、申請者は、選定後、この公募要項について不知または不明を理由として異議を申し立てることはできません。

## 9 全体スケジュール

公募開始から協定締結までの選定手順及び日程は次のとおりです。

	項 目	日 程
①	公募開始	令和5年12月28日（木）
②	応募書類の受付締切	令和6年1月22日（月）まで
③	プレゼンテーション審査	令和6年1月下旬（予定）
④	選定結果通知	令和6年2月上旬（予定）
⑤	協定締結	令和6年2月下旬（予定）

## 10 問い合わせ窓口

東京都 産業労働局 農林水産部 農業振興課 都市農地保全担当  
〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 21 階南側

電子メールアドレス S0000487@section.metro.tokyo.jp  
電話 03-5320-4814